2月16日～3月15日

所得税の確定申告 市・府民税の申告

昭和62年分の所得税の確定申告と市・府民税の申告の時期となりました。

申告期間は2月16日から3月15日までですが、毎年3月になると税務署や市役所の窓口は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

所得税の確定申告

○所得税の確定申告をしなければならない人は

(1) 事業収入のある場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、昭和62年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。

(2) サラリーマンで、給与の年収が1千5百万円を超える場合、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合、2か所以上から給与を受けている場合など。

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、住宅取得特別控除などが受けられるときは確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。この還付を受けるための申告は2月16日前でも受け付けていますから申告書は早いめに書いて提出してください。

○白色申告をされる方へ

事業所得や不動産所得のある人は収支内訳書の提出が必要です。

収支内訳書は、確定申告書に添付してください。

所得税確定申告・譲渡所得税説明会

右京税務署では、「住まいを売った人の申告」と「確定申告」の説明会を開催します。お気軽にお越しください。

○住まいを売った人の申告説明会

▽日時　2月10日（水）午後1時30分～3時30分

▽場所　市民会館

○確定申告説明会

▽日時　2月12日（金）午後1時30分～3時30分

▽場所　市民会館

※お手元に届いている確定申告書関係書類、計算器具及び筆記用具をご持参ください。

▽お問い合わせ　右京税務署☎311－6366

確定申告無料相談

税理士による所得税の確定申告についての「無料相談」を次のとおり行いますお気軽にご利用ください

▽日時　2月18日（木）～19日（金）・2月22日（月）～26日（金）・29日（月）・3月1日（火）～4日（金）午前9時30分～正午　午後1時～3時30分

▽場所　京都信用金庫向日支店2階コミュニティホール☎934－0011

市・府民税の申告は

○市・府民税の申告をしなければならない人は

(1) 昭和62年中に所得があり、その所得の合計額が所得税の基礎控除、その他の所得控除の合計額以下で所得税の確定申告をされない人

(2) 市・府民税申告書用紙の送付を受けた人。

※厚生年金を受給しておられる方や、国民健康保険に加入しておられる方で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ未提出の方や確定申告をされない方は、必ず市・府民税の申告をしてください。

なお、市・府民税の申告書がお手元へ届いていない方は、市役所税務課にありますので、電話をいただければ至急に送付します。

市役所税務課までご請求ください。

○昭和62年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出済みの人と所得税の確定申告をされる人は、市・府民税の申告をする必要はありません。

▽お問い合わせ　税務課市民税係　内線222

昭和62年分の所得税の所得控除額

配偶者特別控除	①配偶者が控除対象配偶者の場合 所得金額がない者……112,500円 $112{,}500-\left(\text{給与所得等の合計額}+\text{給与所得等以外の所得額}\times 3.3\right)\times\frac{11.25}{33}$ ②配偶者が控除対象配偶者でない場合 $112{,}500-\left(\text{給与所得等の合計額}+\text{給与所得等以外の所得額}\times 3.3-330{,}000\right)$ （　）内に1万円未満の端数があるときは切り捨てる	医療費控除	（支払った金額－保険等で補てんされる金額）－（所得の合計額×5％もしくは5万円のうちいずれか低い方の金額） 控除最高限度額 200万円
配偶者控除	控除対象配偶者のうち 老人（満70歳以上）の者……44万円 同居の特別障害者……52万円 その他の者……38万円	小規模企業共済等掛金控除	支払った共済掛金の全額
基礎控除	33万円	損害保険料控除	支払った保険料または共済掛金の合計額が (1)長期保険契約のみのとき イ）1万円以下……全額 ロ）1万円を超え2万円以下……支払保険料×50％＋5千円 ハ）2万円を超える場合……1万5千円 (2)短期保険契約のみのとき イ）2千円以下……全額 ロ）2千円を超え4千円以下……支払保険料×50％＋1千円 ハ）4千円を超える場合……3千円 (3)長期と短期保険契約の両方あるとき (1)の金額と(2)の金額との合計額 控除最高限度額　1万5千円
扶養控除	通常の扶養親族のうち 同居の特別障害者……1人に付47万円 その他の者……1人に付33万円 老人扶養親族のうち 同居の老親等……1人に付46万円 その他の者……1人に付39万円		
障害者控除	25万円（特別障害者は33万円）		
老年者控除	25万円		
寡婦（寡夫）控除	25万円		
勤労学生控除	25万円		
社会保険料控除	支払った保険料又は給与等から控除された保険料の全額（事業主が負担した額を除く）	雑損控除	（損害金額－保険等で補てんされる金額）(A)－（次の各項に定める金額） ①災害関連支出額が5万円以下（0を含む）の場合……所得の合計額×10％ ②災害関連支出額が5万円を超える場合 所得の合計額×10％ ／ (A)－災害関連支出額＋5万円 ―いずれか低い方の金額 ③損失金額の総てが災害関連支出額の場合 所得の合計額×10％ ／ 5万円 ―いずれか低い方の金額
生命保険料控除	①通常の生命保険（共済）契約に係るもの 支払った保険料又は共済掛金の合計額が イ）2万5千円以下の場合……支払保険料の全額 ロ）2万5千円を超え5万円以下の場合……支払保険料の額×50％＋12,500円 ハ）5万円を超え10万円以下の場合……支払保険料の額×25％＋25,000円 ニ）10万円を超える場合……50,000円 ②個人年金保険契約に係るもの 支払った年金保険料の金額 （最高5,000円） （注）5,000円を超える部分は通常の生命保険料控除の対象となる ③控除される金額……①の金額と、②の金額との合計額	寄付金控除	（支出した寄付金の額もしくは所得の合計額×25％のうちいずれか低い方の金額）－1万円

同和問題とは

江戸時代に徳川幕府はその支配体制を確立するために身分制度を設けました。その結果、重い年貢の取り立てなどによる民衆の不平不満をそらすために最低辺に位置づけられた国民の一部の人たちは、生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ非人間的な権利と極端な貧困のなかでの生活をしいられてきました。

そして、このことは、単に過ぎ去った問題ではなく、現代社会においても、なお、同和地区の人たちは、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに職業選択の自由や教育を受ける権利、結婚の自由などの市民的権利と自由が完全に保障されていないという、深刻な実態があります。これが同和問題です。

このように、同和地区の人たちに対する基本的人権の侵害は、経済的、社会的文化的に低位な生活実態としてあらわれておりますが、同時に、私たち自身の心の中にある誤った偏見などが、同和地区の人たちの生活の安定向上をはばむ大きな原因となっていることを十分考える必要があります。

昭和40年に国の同和対策審議会から「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申があってから今日まで、同和問題は行政の取り組みや幅広い国民の協力、さらには同和地区の人たちの自主的な努力などによって、解決への一定の前進が見られます。

しかし、現在もなお、生活実態において相対的な格差が残されており、加えて、悪質な差別事件が発生するなど、完全に解決したとはいえない状況にあります。

同和問題は、同和地区の人たちだけの問題ではなく、私たち一人ひとりの生活と深くかかわる問題です。なぜなら、いま社会のいろいろな面に残っている、例えば昔ながらの慣習や迷信、不当な偏見、古い意識といったものは、とりもなおさず同和問題を存続させ、部落差別を支える土壌となっているばかりでなく私たち自身の生活も大きな影響を受けています。同和問題をこのまま放置しておくことは、こうした経済、社会、文化的な土壌が改められずに温存され、私たち自身の幸せに生きる権利がそこなわれることにつながるからです。

同和問題の解決が国民的課題とされているのはこうした不合理なもの、非民主的なものを改め、わが国に真の民主主義社会を実現するための、私たちの共通する課題であるからです。したがって私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、自らの問題としてお互いに協力して取りくんでいく必要があります。

向日市民体育館使用団体登録

▽日的　向日市民体育館を継続的且つ反復的に使用しようとする団体を登録することにより、体育館の円滑な運営と効果的な使用を図ることを目的とします。

▽登録の条件　おおむね15名以上の構成員で組織する団体。

▽登録申請書の提出期間　2月1日～15日　午前9時～午後5時

▽提出場所　市民体育館　森本町小柳23－1

▽登録料　3000円

▽登録証の有効期間　昭和63年4月1日から昭和64年3月31日まで

▽お問い合わせ　市民体育館☎932－5011

※現在登録している団体も改めて申請してください。

ゴミの収集にご協力を！

まちを美しくし、快適な住環境を保つために、ゴミを出すときは次の点に特に注意してください。

○可燃物ゴミは収集日の当日の午前8時までに決められた場所に出してください。

○不燃物ゴミは月2回の収集ですので、決められた日時、場所（所定のステーション）に出してください。

○粗大ゴミ（タンス・冷蔵庫等）を不法に投棄することは絶対にしないでください。

年2回の無料収集あるいは有料扱いゴミ収集を利用してください。

▽お問い合わせ　生活環境課　内線227

昭和63年度 建設工事・物品等指名競争入札参加資格審査申請

▽受付期間　2月1日(月)～29日（月）

▽提出書類

(1) 建設工事等（建設省旧統一様式）

①一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

②許可証明書（登録証明書）

③商業登記簿謄本（法人）又は代表者身元証明書（個人）

④営業所一覧表

⑤工事経歴書（業務経歴書）

⑥納税証明書（市内業者…法人市民税、市外業者…法人事業税・法人市町村民税）

⑦経営事項審査申請書（経営規模等総括表）

⑧建設業退職金共済組合加入履行証明書（建設工事業者）

⑨業者カード（測量・建設コンサルタント業者）

⑩委任状（支社・支店等で登録する場合）

⑪技術者名簿（市内業者）

⑫60円切手

(2) 物品等

市指定用紙…財務部総務課管財係で配布

▽提出先　総務部財務課管財係　内線260　郵送不可

国民年金 旧国民年金老齢年金の支払い月が変更されます

旧国民年金法による老齢年金の支払い月については、従来より3月、6月、9月及び11月の年4回となっていましたが、昭和63年からは2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回に変更されます。

これに伴い、62年から63年にかけての年金の支払は次のようになります。また、支払いについても従来は各支払期日の6日（郵便局の現金払いは14日）となっていましたが、両日とも各支払期月の15日に変更されます。

なお、旧国民年金法による障害・母子・遺児・寡婦年金（支払月3・6・9・12月）及び老齢福祉年金（支払月4・8・12月）は変更されません。

← 変更前 →　← 変更後 →

62年9月	62年10月	62年11月	62年12月	63年1月	63年2月	63年3月	63年4月	63年5月
昭和62年11月定期支払			昭和63年2月定期支払		昭和63年4月定期支払		昭和63年6月定期支払	

みんなで考えよう高齢化社会 ーシンポジウムー

昭和63年2月9日(火) 午後2時
向日市民会館ホール

パネラー

後藤　晨　次氏（京都文教短期大学教授）
早川　一　光氏（京都堀川病院顧問）
上野　千鶴子氏（平安女学院短期大学助教授）
和久田　英　雄氏（乙訓地区老人クラブ連絡協議会会長）
増井　繁　一氏（宇治市老人福祉センター職員）

主催　京都南部都市広域行政圏推進協議会